



# 島根県報

令和2年2月18日（火）

第 8 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出（2件）（高齢者福祉課） 2

保安林予定森林（森林整備課） 2

### 【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（都市計画課） 3

令和2年度における宅地建物取引業法の規定による講習（建築住宅課） 3

### 【人委告示】

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施 3

**告 示****島根県告示第74号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ライフサポート	短期入所生活介護	ショートステイゆうら いふ	出雲市荒茅町3501番地	令和2年2月8日
株式会社ライフサポート	介護予防短期入所 生活介護	ショートステイゆうら いふ	出雲市荒茅町3501番地	令和2年2月8日

**島根県告示第75号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人いわみ福祉会	短期入所生活介護	青山ショートステイ	江津市二宮町神主1964番地 31	令和2年2月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	介護予防短期入所 生活介護	青山ショートステイ	江津市二宮町神主1964番地 31	令和2年2月1日

**島根県告示第76号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町大貫66-1、76-1、955-1、959、960-1、964、964-3、965-2、966-3、969、969-1、970-1、971、972-1から972-12まで、973から975まで、973-2、974-1、978、979、980-5、983、985、985-1、985-4、985-8、993、997-1、997-9、997-12、997-13、1000-2、1004、1010-1、1010-4、1277

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
出雲都市計画公園
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

令和2年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 主催者の名称、住所及び連絡先  
公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728
- 2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2020年7月8日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
2020年7月10日（金）	午前9時30分から午後4時40分まで	サンラポーむらくも	松江市殿町369
2021年1月12日（火）	午前9時30分から午後4時40分まで	サンラポーむらくも	松江市殿町369
2021年1月15日（金）	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28

- 3 受講料  
12,000円

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））を次のとおり実施する。

令和2年2月18日

1 受付期間

令和2年2月20日（木）から同年3月19日（木）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、3月19日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、3月17日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政B（自己アピール型）	10名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事

(注) 1 6月28日に別途実施予定の島根県職員採用大学卒業程度試験との併願はできない。

2 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
行政B（自己アピール型）	次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	令和2年4月19日（日） ・受付時間 9：30～10：00 ・試験時間 10：30～15：00	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	5月12日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
		浜田市 島根県浜田合同庁舎 (浜田市片庭町)	
		東京都 連合会館 (千代田区神田駿河台)	
		大阪府 JEC日本研修センター江坂 (吹田市江坂町)	
第2次	・適正検査及び集団討論試験 令和2年5月23日（土） ・面接試験①	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	6月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほ

試 験	令和2年5月24日(日) ・面接試験② 令和2年5月30日(土)又は31日 (日)のうち指定する日 ※詳細は第1次試験合格の際に通知		か、合格者に結果を通知する。
--------	--	--	----------------

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点	内 容
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (100点)	職務に求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力検査のみ））（70分）
	自己アピール論文試験 (100点)	県職員として働く意欲及びこれまでの経験を通じて培った能力や成果等について自己アピールを行う論文試験（120分）
第 2 次 試 験	集団討論試験 (200点)	集団内における個人の適応性や社会性をみる目的で実施する集団討論
	面接試験① (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施
	面接試験② (300点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。  
2 最終合格者は第2次試験の評価のみで決定する。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。  
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。
- (2) 3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

8 給与

初任給は、令和2年4月1日時点、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

学 歴	年 齢	初任給月額
大学卒	22歳	183,220円

## 9 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、令和2年5月12日（火）から同月18日（月）までに島根県人事委員会事務局まで提出すること。